

# 福祉ホーム事業について

## 福祉ホームとは

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。（法第5条第22項）

※地域生活支援事業として実施

## 福祉ホームの設備運営基準（概要）

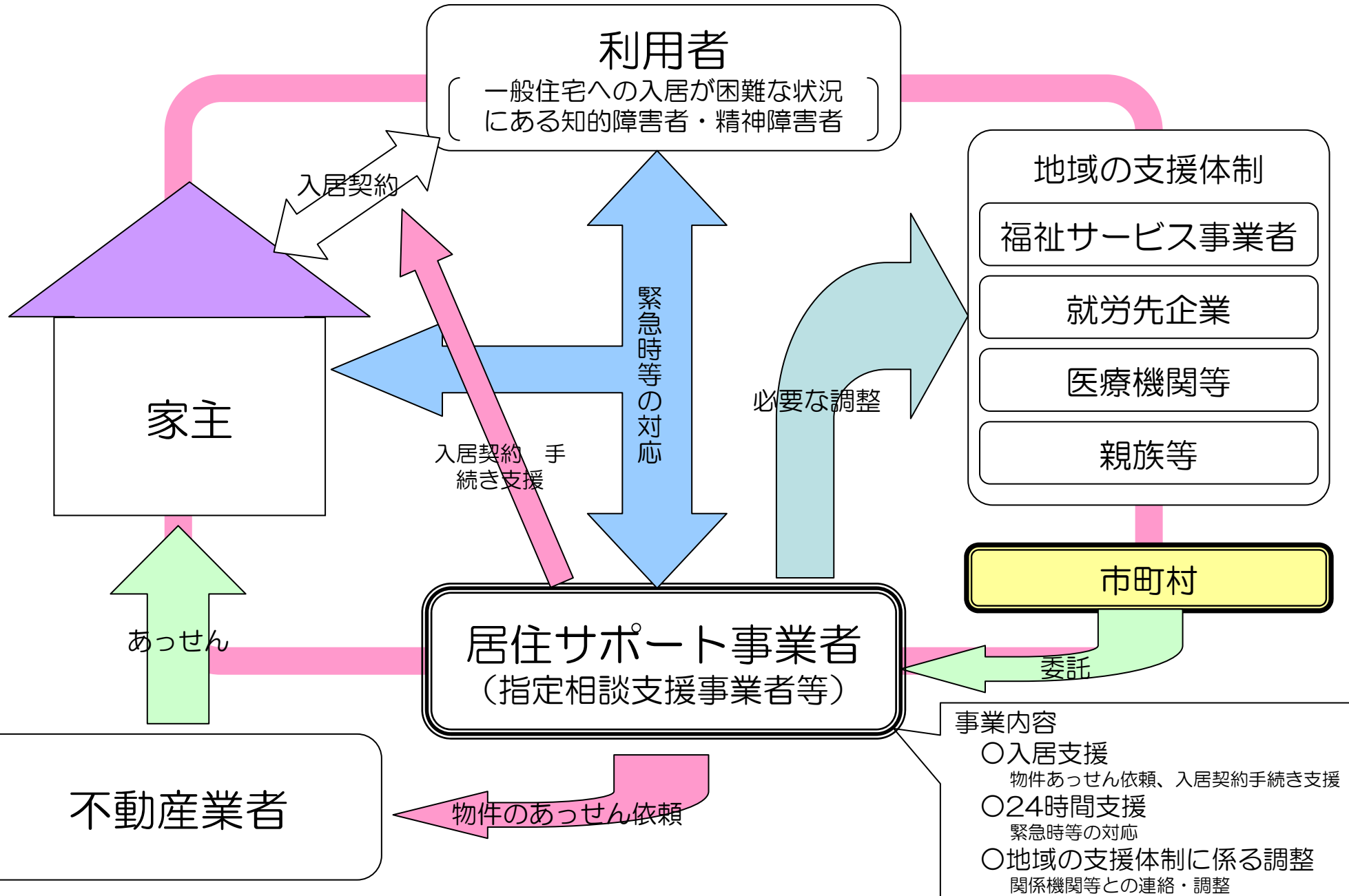
定員規模	5人以上
居室	原則として個室 1人あたり9.9㎡以上
設備	居室、浴室、便所、管理人室、共用室
職員配置	管理人
国庫補助	統合補助金であることから、個別事業の所要額に基づく配分は行っていない。

## 福祉ホームの設置数

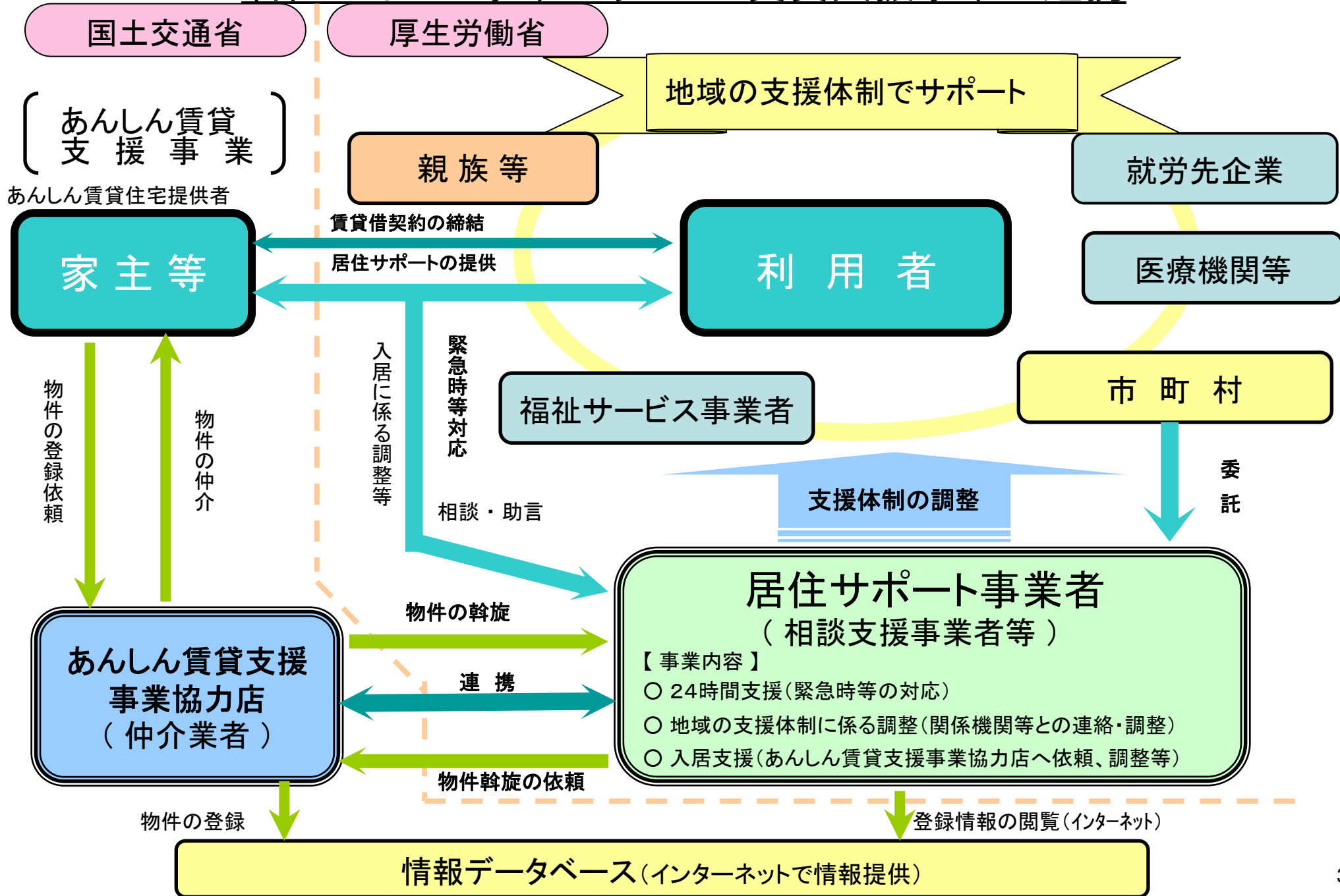
**380力所**（平成18年 社会福祉施設等調査報告）

（身体障害者：71力所、知的障害者：68力所、精神障害者：241力所）

# 居住サポート事業（イメージ図）



# 居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携

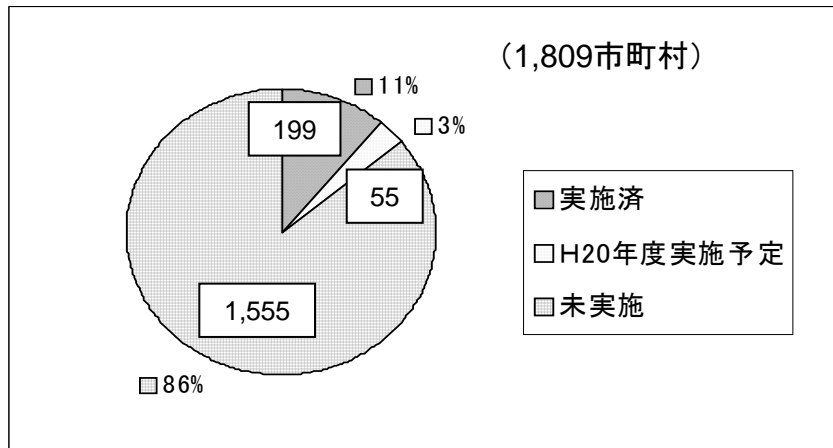


# 居住サポート事業の実施状況について

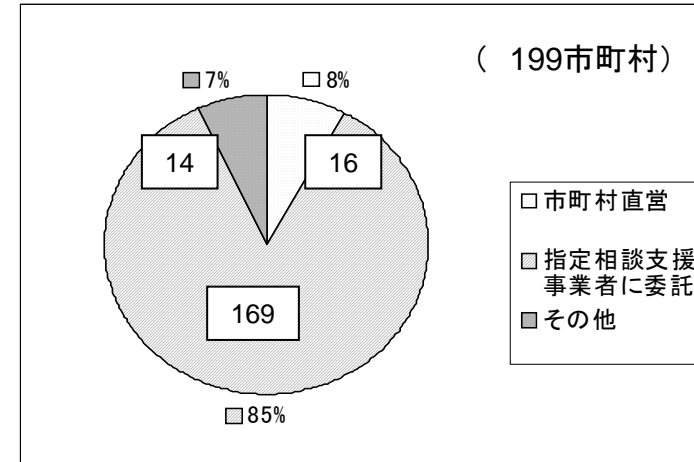
平成20年4月1日現在

○ 賃貸契約による一般住居（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業。

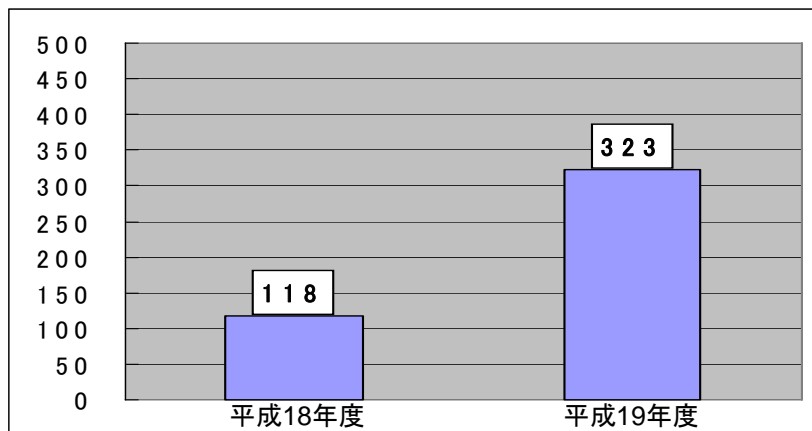
## 市町村の実施状況



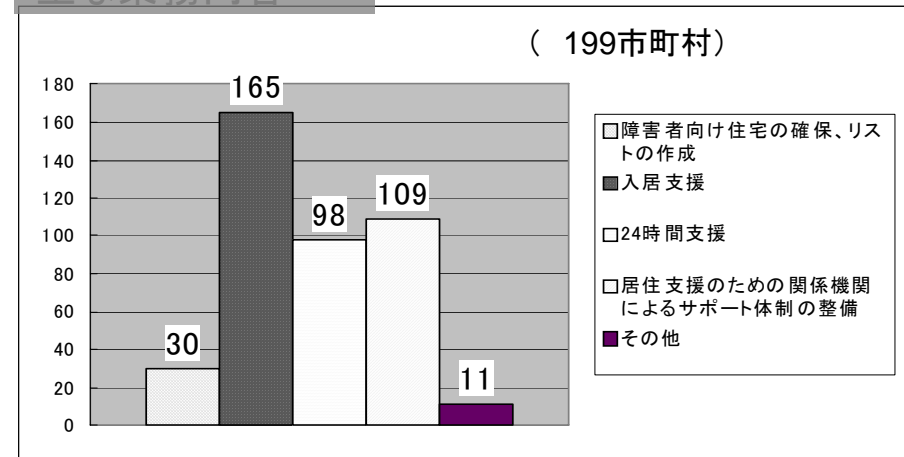
## 事業の実施方法



## 入居に結びついた件数(比較)



## 主な業務内容



# 短期入所

## 【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- ① 障害程度区分1以上である障害者
- ② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

## 【サービス内容等】

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行う。
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置(本体施設がない場合は必要な生活支援員を配置。)し、これに応じた報酬単価を設定。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者の義務付けなし
- 生活支援員等については必要な数  
→ 本体施設の配置基準に準じる

## 【報酬単価】

- 障害者、障害児それぞれについて、障害程度区分に応じた単価設定。 490単位～890単位
- 医療施設で実施した場合 2,400単位(重症心身障害児・者)、1,400単位(遷延性意識障害児・者等)

# 短期入所の事業形態について

事業所の種類	事業所の形態	人員基準	設備基準
併設事業所	<u>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設と一体的な運営を行う事業所</u>	<p><b>従業者</b>…当該施設の入所者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の入所者数とみなした上で、当該施設として必要とされる数以上</p>	サービス提供に支障がない場合には、当該施設の設備を短期入所の事業の用に供することができる。（居室については当該短期入所について別に設けること。）
空床利用型事業所	<u>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用した運営を行う事業所</u>	<p><b>管理者</b>…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）</p>	当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。
単独型事業所	<u>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設以外の施設であって、利用者に利用されていない居室を利用して入浴、排せつ等の支援を行う事業所</u>	<p><b>従事者</b>…利用者数に応じて適切なサービスの提供を行うために必要な数の生活支援員を配置。（常勤かつ専従、ただし、支障がない場合はこの限りでない。）</p> <p><b>管理者</b>…常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（支障がない場合は兼務可）</p>	<p>居室…1の居室の定員は4人以下、床面積は8平方メートル以上等</p> <p>食堂…支障がない広さ</p> <p>浴室…利用者の特性に応じたもの</p> <p>洗面所・便所…居室のある階ごと、利用者の特性に応じたもの</p>

※障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設

→障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設

# 生活介護事業

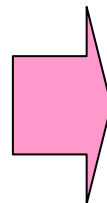
## 【利用者】

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分3(施設へ入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2(施設へ入所する場合は区分3)以上である者

## 【サービス内容等】

- 食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 利用期間の制限なし。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 6:1~1.7:1以上

## 【報酬単価】

- 572単位(6:1)~1,320単位(1.7:1) (定員40人以下)
  - ・ 基本単位数は、事業者ごとに利用者の①平均障害程度区分又は②平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じて、設定。

# 療養介護事業

## 【利用者】

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者

## 【サービス内容等】

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 利用期間の制限なし。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等  
→ 4:1~2:1以上

## 【報酬単価】

- 521単位(4:1)~904単位(2:1) (定員40人以下)
  - ・ このほか、経過措置利用者等について、6:1を設定。
  - ・ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付。

※ 現在、通所サービスのみの提供は行っていない。



# 精神科救急事業の変遷

(補助事業)

(診療報酬)

平成7年度 精神科救急システム整備事業 創設

精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための体制整備に必要な経費に対する補助事業(精神科救急情報センター機能の整備、搬送システムの確保、精神科救急医療施設の体制整備、精神科初期救急医療輪番システムの整備)(初期・2次救急)

H8 精神科急性期入院料創設

H14 精神科救急入院料創設

平成17年度 精神科救急医療センター事業 創設

幻覚・妄想・昏迷・興奮など激しい症状を呈する統合失調症の急性期、急性精神病や錯乱状態等の患者を24時間診療体制で受け入れることができる精神科救急医療センターを整備することにより、患者の受け入れ態勢の強化を図り、24時間、365日緊急受診者の受け入れを行い、個室での手厚い医療の提供により、患者の早期退院及び病床の減少を図る。(3次救急)

2つの事業を組み替え

平成20年度 精神科救急医療体制整備事業 創設

急性期患者への適切な医療体制を更に充実させるため、身体合併症を含め24時間対応する情報センターの機能強化、身体合併症対応施設の創設、診療所などに勤務する精神保健指定医の救急医療機関での診療協力体制の構築など、地域の実情に応じた精神科救急医療体制を強化

H20 精神科救急・  
合併症入院料 創設

# 精神科救急医療体制の都道府県別の状況

(平成20年2月1日現在)

都道府県名	人口	2次医療圏数	精神科救急医療圏域数	1圏域当たり人口	精神科救急医療施設数	1精神科救急圏域当たり施設数
北海道	5,627,737	21	8	703,467	69	9
青森県	1,436,657	6	6	239,443	19	3
岩手県	1,385,041	9	4	346,260	4	1
宮城県	2,360,218	10	1	2,360,218	27	27
秋田県	1,145,501	8	5	229,100	18	4
山形県	1,216,181	4	2	608,091	7	4
福島県	2,091,319	7	4	522,830	34	9
茨城県	2,975,167	9	3	991,722	27	9
栃木県	2,016,631	5	1	2,016,631	26	26
群馬県	2,024,135	10	1	2,024,135	13	13
埼玉県	7,054,243	9	2	3,527,122	40	20
千葉県	6,056,462	9	4	1,514,116	30	8
東京都	12,576,601	13	4	3,144,150	69	17
神奈川県	8,791,597	11	1	8,791,597	49	49
新潟県	2,431,459	7	5	486,292	26	5
富山県	1,111,729	4	2	555,865	28	14
石川県	1,174,026	4	3	391,342	15	5
福井県	821,592	4	2	410,796	10	5
山梨県	884,515	4	1	884,515	10	10
長野県	2,196,114	10	3	732,038	12	4
岐阜県	2,107,226	5	2	1,053,613	14	7
静岡県	3,792,377	8	3	1,264,126	10	3
愛知県	7,254,704	11	3	2,418,235	39	13
三重県	1,866,963	4	2	933,482	13	7

都道府県名	人口	2次医療圏数	精神科救急医療圏域数	1圏域当たり人口	精神科救急医療施設数	1精神科救急圏域当たり施設数
滋賀県	1,380,361	7	3	460,120	10	3
京都府	2,647,660	6	2	1,323,830	14	7
大阪府	8,817,166	8	8	1,102,146	38	5
兵庫県	5,590,601	10	5	1,118,120	37	7
奈良県	1,421,310	5	1	1,421,310	9	9
和歌山県	1,035,969	7	3	345,323	7	2
鳥取県	607,012	3	3	202,337	6	2
島根県	742,223	7	7	106,032	12	2
岡山県	1,957,264	5	2	978,632	11	6
広島県	2,876,642	7	2	1,438,321	5	3
山口県	1,492,606	8	3	497,535	27	9
徳島県	809,950	6	3	269,983	14	5
香川県	1,012,400	5	2	506,200	13	7
愛媛県	1,467,815	6	1	1,467,815	7	7
高知県	796,292	4	1	796,292	7	7
福岡県	5,049,908	13	4	1,262,477	79	20
佐賀県	866,369	5	3	288,790	17	6
長崎県	1,478,632	9	6	246,439	38	6
熊本県	1,842,233	11	2	921,117	40	20
大分県	1,209,571	10	2	604,786	22	11
宮崎県	1,153,042	7	3	384,347	21	7
鹿児島県	1,753,179	12	4	438,295	42	11
沖縄県	1,361,594	5	4	340,399	20	5
合計	127,767,994	358	146	875,123	1,105	8

※人口については、国勢調査(平成17年10月現在)による  
 ※2次医療圏数については、平成19年9月現在

## 精神科救急医療システムの利用状況

	平成16年度	平成17年度
精神科救急医療圏域数	145	145
精神科救急医療施設数	1,073	1,084
精神科救急情報センターへの夜間・休日の電話相談件数	72,337	81,122
夜間・休日の受診件数	27,788	30,243
夜間・休日の入院件数	10,916	12,096

# 居宅介護

## 【利用者】

障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

## 【サービス内容】

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

## 【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
  - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、2級 等

## 【報酬単価】

### 【基本】

- 身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
  - ・230単位(30分)～805単位(3時間)      ・3時間以降、30分を増す毎に70単位加算
- 家事援助中心、通院等介助(身体介護なし)
  - ・80単位(30分)～225単位(1.5時間)      ・1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算
- 通院等乗降介助 1回99単位

### 【加算】

- 早朝又は夜間 25%加算
- 深夜 50%加算

# 重度訪問介護

## 【利用者】

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者

区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

①二肢以上に麻痺等があること。

②障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

## 【サービス内容】

居宅における

○入浴、排せつ及び食事等の介護 ○調理、洗濯及び掃除等の家事  
○その他生活全般にわたる援助 ○外出時における移動中の介護

※日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

## 【人員配置(指定要件)】

○管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)

○サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上

・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級  
・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者

○ヘルパー:常勤換算2.5人以上

・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

## 【重度訪問介護加算対象者】

1. 15%加算対象者…重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者

○障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

2. 7. 5%加算対象者…障害程度区分6の者

## 【報酬単価】

### 【基本】

○本体報酬:160単位(1時間)~1,240単位(8時間)

※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

### 【加算】

○早朝又は夜間 25%加算 ○深夜 50%加算

○移動加算 100単位(1時間)~250単位(4時間以上)

# 行動援護

## 【利用者】

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者

障害程度区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者。

## 【サービス内容】

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

- ・予防的対応  
...初めての場所で不安定になり、不適切な行動にでないよう、予め目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応  
...行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応  
...便意の認識がでない者の介助等

## 【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
  - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験があること
  - ・行動援護従事者養成研修修了者
- +
- 5年以上の知的障害、精神障害に関する直接処遇経験  
※平成21年3月までは3年(経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
  - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1、2級
  - ・行動援護従事者養成研修修了者
- +
- 2年以上の知的障害、精神障害に関する直接処遇経験  
※行動援護従事者養成研修修了者は1年(当面の間)

## 【報酬単価】

230単位(30分)~1,616単位(4.5時間以上)

# 重度障害者等包括支援

## 【利用者】

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いもの

障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 Ⅰ類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 Ⅱ類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 Ⅲ類型		・強度行動障害 等

## 【サービス内容】

訪問サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供する。

## 【人員配置(指定要件)】

- 管理者:常勤(支障がない場合は兼務も可)
- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)  
(下記のいずれにも該当)
  - ・相談支援専門相談員の資格を有する者
  - ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する業務に3年以上従事した経験を有する者

## 【運営基準】

- 利用者からの連絡に随時対応できる体制をとっていること。
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保していること。(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制があること。
- サービス利用計画を週単位で作成。
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たすこと。等

## 【報酬単価】

- 【基本】
    - 4時間 700単位
    - 1日につき12時間を超える分は4時間682単位
    - 短期入所 890単位/日
    - 共同生活介護 541単位/日(夜間支援体制加算含む)
  - 【加算】
    - 早朝又は夜間 25%加算 ・深夜 50%加算
    - 短期入所利用者で、低所得である場合は1日あたり68単位加算
- ※ 平成21年3月31日まで

# 障害ヘルパー資格一覧表

資格	実施機関	時間	内容
介護福祉士	国家試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記試験(一次:社会福祉概論など13科目)</li> <li>・実技試験(二次)</li> </ul>
介護職員基礎研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・都道府県の指定した者</li> </ul>	500時間	介護福祉士を所持しない者が対象。老人、障害者等への介護技術の知識及び技術の習得が目的。
居宅介護従業者養成研修1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・都道府県が委託した講習機関等</li> </ul>	230時間	2級課程取得者が対象。主任居宅介護従業者の養成が目的。
居宅介護従業者養成研修2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・都道府県が委託した講習機関等</li> </ul>	130時間	居宅介護の知識及び技術の習得が目的。
居宅介護従業者養成研修3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・都道府県が委託した講習機関等</li> </ul>	50時間	居宅介護の基礎的な知識及び技術の習得が目的。
行動援護従業者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・都道府県が委託した講習機関等</li> </ul>	20時間	行動上著しい困難を有する者に対し危険回避の援護の習得など行動援護に従事する上で必要な知識及び技術の習得が目的。
重度訪問介護従業者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県</li> <li>・都道府県が委託した講習機関等</li> </ul>	【基礎】10時間 【追加】10時間	介護技術、コミュニケーション技術、医療的ケアに関する知識の習得など重度訪問介護に従事する上で必要な知識及び技術の習得が目的。



# 訪問系サービスの利用者数の推移

※平成20年6月 国保連データ速報値より

(単位:人)

	平成19年			平成20年						H20.6とH19.10の利用者数の差 (増減率)
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
居宅介護	87,216	88,206	88,941	88,325	88,680	89,379	89,755	90,314	90,741	+3,525 (104%)
重度訪問介護	7,006	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071	+65 (101%)
行動援護	3,097	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402	+305 (110%)
重度包括支援	22	26	28	27	27	28	24	24	24	+2 (109%)
計	97,341	98,498	99,273	98,526	98,868	99,724	100,118	100,757	101,238	+3,897 (104%)

※複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上。